

年金事務所からのお知らせ

年金委員制度のご案内 ～年金委員(職域型)の推薦のお願い～

年金委員とは、厚生年金保険および国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。

年金委員は、会社の事業主や市町村からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。

活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいています。「職域型」は全国で約12万人、鳥取県内で約1,200人の方が年金委員として委嘱されています。

年金制度に関する仕組みや各種届出手続方法など、従業員の方々が知りたい情報や知識を有する従業員の方が職場内にいることは、とても心強いものです。

年金委員は、こうした期待に応えるための職場と年金事務所を結ぶパイプ役となります。

また、年金事務所では年金委員の方に研修会のご案内や各種資料の提供を行うなどのサポートをさせていただきます。

年金委員制度の趣旨をご理解いただき、まだ年金委員を設置されていない事業所様におかれましては、是非、年金委員の推薦をご検討願います。

日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)の年金関係者向け情報の「年金委員の方へ」もご参照ください。

詳しくは、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



Q 年金委員に報酬は支払われますか？

年金委員は、その職務に関し報酬を受けることはありません。ただし、活動を行うための交通費などの経費については支払われます。

A

Q 年金委員になるメリットは？

各都道府県で定期的に研修会を実施しており、年金制度や新たな制度改正事項といった情報を直接日本年金機構から得ることができます。そのため、他の従業員に対して公的年金に関する必要な情報提供を行うことができます。

また、研修会などでは他の事業所との交流が持てるといった意見もありました。さらに、長年にわたる活動の功績は、厚生労働大臣からの表彰の対象となります。

A



○ 職域型年金委員に変更があった場合には届出を!



職域型年金委員の方が、人事異動や退職などにより、委員を継続できない場合は、後任の委員選出をお願いします。この場合、前任の方の「年金委員辞退届出書」と併せて、後任の方の「年金委員推薦書」を管轄の年金事務所へ提出してください。

なお、退職される委員におかれましては、「年金委員辞退届出書」の「年金委員(地域型)の委嘱のご案内」をご覧いただき、地域型年金委員への移行について、ご検討をお願いします。

※地域型年金委員の活動は、地域住民が対象となります。年金事務所から配布されるチラシなどをお住まいの自治会を通じて回覧いただいたり、地域住民が年金のことでお困りの際はお近くの年金事務所を紹介していただくなど、地域住民と年金事務所とのパイプ役となっていただくことを期待しております。

資格取得時の本人確認の徹底をお願いします

日本年金機構では、偽名による健康保険被保険者証の不正取得を防止するため、資格取得時の一層の適正化に務めています。事業主の方には、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届を含む。以下「資格取得届」といいます。)のご提出時に、被保険者となる方のご本人確認の徹底をお願いします。

新たに被保険者となる方を採用した場合は、事業主の方が、その方の氏名、生年月日、性別、住所、マイナンバーまたは基礎年金番号を確認のうえ、資格取得届に記入して届け出ただくことになっています。

資格取得届にマイナンバーまたは基礎年金番号が未記入の場合は、資格取得届を一旦お返ししますので、ご本人にマイナンバーまたは基礎年金番号を確認し記入後再提出してください。

マイナンバー、基礎年金番号とも不明の場合は、年金手帳再交付申請書を添付のうえ、資格取得届を提出してください。

なお、ご不明な点等がありましたら、管轄の年金事務所へお問い合わせください。



ご相談・
お問合せ先

鳥取年金事務所
鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所
倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所
米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

協会けんぽ鳥取支部からのお知らせ

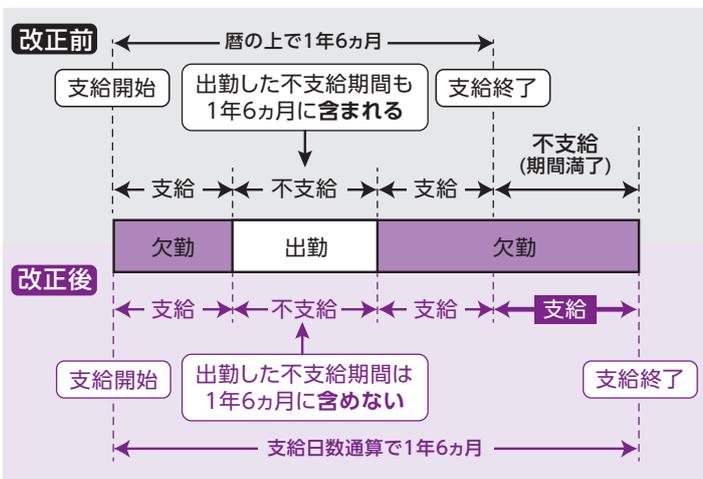
令和4年1月1日施行 健康保険法改正のポイント!

Q 令和4年1月1日に健康保険制度の一部改正があると聞きました。具体的にはどのように変わるのですか？

A 令和4年1月1日の健康保険制度の改正は以下のとおりになります。

- ① 傷病手当金制度の改正：支給期間の通算化(傷病手当金が支給できる期間のみを通算)
- ② 任意継続制度の改正：資格喪失事由の要件の追加(本人の希望により任意継続をやめることが可能に)
- ③ 出産育児一時金の改正：産科医療補償制度の掛け金の変更(1万6千円→1万2千円に引き下げ)

① 傷病手当金制度の改正 ～支給期間の通算化～



傷病手当金は、業務外の病気やケガで仕事を休み、給与が受けられないときに支給されます。

今までは暦の上で1年6ヵ月経過すると、傷病手当金の支給は終了となっていました。このたびの改正で、傷病手当金の**支給期間が通算化**されることになり、出勤等に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるようになります。

【制度改正前】

支給を始めた日から起算して1年6ヵ月を超えない期間支給する

【制度改正後】

支給を始めた日から **通算して** 1年6ヵ月間支給する



病気のために復職と休職を繰り返すことが多かったけど、今後は復職した際の不支給期間については1年6ヵ月に含まれないのね。安心して療養することができるわ。



R3.12.31において、1年6ヵ月経過していない傷病手当金(支給開始日R2.7.2以降の傷病手当金)が対象です。

② 任意継続制度の改正 ～資格喪失事由の要件の追加～

任意継続とは、退職した場合等に申出により以前の健康保険に引き続き加入する制度です。加入期間は原則2年間で、一定の要件を満たさなければ途中でやめる(資格喪失する)ことができません。このたびの改正で、資格喪失事由の要件が追加され、被保険者が希望すれば、申出により任意継続をやめることができるようになります。

【制度改正後】 下記の資格喪失事由が追加
「任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出たとき(申出受理日の翌月1日に資格喪失)」

例) 申出受理日:R4.3.4 → 資格喪失日:R4.4.1

③ 出産育児一時金の改正 ～産科医療補償制度の掛け金の変更～

健康保険の加入者が出産したときに給付される出産育児一時金。その出産育児一時金42万円に含まれている、産科医療補償制度の掛け金の額が1万6千円から1万2千円に引き下げられます。

これにより、産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合や、妊娠週数が22週未満で出産した場合の出産育児一時金の支給額は40万8千円となります。

出産育児一時金支給額42万円の内訳

【制度改正前】

40万4千円 + 1万6千円(産科医療補償制度掛金)

【制度改正後】

40万8千円 + 1万2千円(産科医療補償制度掛金)

お問合せ先

全国健康保険協会鳥取支部 業務グループ

☎ 0857-25-0052

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル 5階

すべての申請書は郵送で提出してください。

↓ 各種申請書はこちらからダウンロードできます!

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>





第91回 障子の張り替えに思うこと

▼ 障子というものを最近見なくなった。かくいう自分の暮らす家にも障子はひとつもない。だが、鳥取の実家には障子があって、居間の障子紙の破れが気になってしょうがないので、仕方なく自分で張り替えることにした。便利なことに、インターネットを検索すれば「障子の張り替え方」がでてくる。古い障子紙を湿らして、端からめくっていく。汚れた棧に布きんをあて、おもむろに糊をのせる。新しい障子紙をあて、はみ出た部分はカッターで切り取っていく。刃切れが悪いと濡れた紙が玉になり破れそうになる。自分で手を動かしてみると、細かな発見がたくさんあった。そういえば小さい頃、大晦日は家族総出の大掃除だった。天井の煤払い、障子の張り替え、廊下の水拭き。すべて自分たちの手仕事としてやっていた。

▼幸田文の父の思い出

幸田文は、父の露伴から家事一切の厳しい稽古を受けた。その思い出を「父・こんなこと」に書いている。そのなかに障子の張り替えがでてくる。「障子を池にぶちこむなど言語道断である。まずは道具からだ。障子紙をはがすのに、ござ一枚、小桶に水、水刷毛、灰汁、藁、木槌、新しい雑巾2枚、ゆがみのない4尺ほどの竹一本」とつづく。その後、露伴の障子の張り替えの情景が語られる。準備せられた道具が一分の隙もなく、無駄なく扱われ次々と張り替えがすすむ。その姿は簡潔にして見事である。露伴の稽古は、障子、糊、襖、唐紙、鉈、庭木、雑草、畠、とつづく。「畢竟、父の教えたことは技ではなくて、これ渾身ということであった。」面倒がる、出し惜しむ、そんな振る舞いはすべて完全に見捨てられるのだ。これを読みながら、私は亡き祖父のことを思い出していた。祖父は暇さえあれば庭へでて掃除をしていた。雑草を抜き、落ち葉を集め、日暮れまで一心に働く。私は不思議でたまらなかった。「なぜ、そこまで完璧にするのか、適当に手をぬけばよいのに」。そうではないのだ。祖父は「渾身で」庭を掃いていたのではないか、そんな気がする。

▼手ぬきしたものに愛着はない

ぴんとはった新しい障子紙を眺めながら、不思議な気持ちが湧いてきた。「大切にしたいー愛着」とでもいうのだろうか。これこそが、祖父が庭仕事に打ち込んでいた理由かもしれない。露伴が娘に厳しく稽古をつけた手仕事を貫く「渾身」という構え。「気持ちを出し惜しむケチな人間は見捨てられる。」手抜き、出し惜しみをした仕事に愛着はわいてこない。たとえささいな障子張りでも、日頃の稽古は、その人の何げない所作にあらわれるという。まことに、そら恐ろしいことである。



鳥取大学医学部
地域医療学講座
教授

谷口 晋一
(たにぐち しんいち)